

多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

令和7年12月22日

さぬき市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間		実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無				
○				さぬき市鴨部地先 外	無	令和6年度	～ 令和10年度	坂子地区活動組織	変更内容： 協定農用地面積の変更
○				さぬき市寒川町石田東地先 外	無	令和6年度	～ 令和10年度	御田神辺池水利活動組織	変更内容： 防災・減災地域共同活動計画の策定
○				さぬき市昭和地先 外	無	令和6年度	～ 令和10年度	三木町東部環境整備団体	変更内容： 防災・減災地域共同活動計画の策定